

令和7年度教育費負担軽減奨学金（家計急変） 対象確認シート

7月1日現在、保護者等（※）の居住地は石川県ですか？

YES

NO

各都道府県により、申請書類の提出期限が異なります。保護者等の居住地の都道府県にお問合せください。

7月1日現在、高等学校等に在籍していますか？

YES

NO

該当しません

今年の1月1日以降、収入が急激に減少する、扶養する子が3人以上となるなど家計の急変が生じましたか？

YES

NO

該当しません

保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税の所得割が非課税（0円）相当ですか？
専攻科の場合は、保護者等全員の所得割の合計が105,500円未満相当
または264,500円未満であり扶養する子が3人以上であることに相当しますか？
下の＜参考＞「非課税世帯の収入の例」を参照し、家計急変発生後1年間の年収見込み額を推計して判断してください。

＜参考＞非課税世帯の収入の例
○3人世帯 約221万円未満
○4人世帯 約271万円未満
○5人世帯 約321万円未満

YES

NO

該当しません

教育費負担軽減奨学金の対象となりますので、申請書や必要書類を提出してください。

給付年額（12ヶ月分）

世帯区分	課 程	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
非課税世帯		143,700円	50,500円	50,500円
所得割の合計105,500円未満である世帯				10,100円
所得割の合計が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯				

（※）保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる生計維持者です。（主たる生計維持者もない場合は生徒本人です。）

- ・給付年額（12か月）の支給は、家計急変が令和7年1月1日から7月1日までに生じ、指定期日までに申請書類を提出した場合に限ります。
- ・令和7年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が変わります。